

上尾歴史散歩

263

◆江戸問屋と争う上尾の紅花商人◆

古文書にみる宿場と村の生活 11

江戸後期の「天保の改革」で、老中の水野忠邦は天保十二(一八四二)年に各種の株仲間・問屋組合などを禁止している。「諸品素人直売勝手次第」という申し渡しで、この株仲間解散の中に紅花を扱う小問物問屋も含まれている。だが忠邦の改革はわずか二年で挫折し、その後諸問屋仲間再興が許可されている。紅粉・白粉などを取り扱う「江戸通町組小問物問屋丸合組」は嘉永四(一八五二)年に再興され、問屋仲間の活動を開始する。ところがこの問屋仲間解散中の十年の間に、従来みられなかった取引上のいくつかの課題が発生してくる。その一つが「素人直売買」の問題で、これは商人でない農民・職人が自由に紅花を取引し、江戸問屋仲間の活動を阻害しているという課題である。そこで江戸問屋側は「素人直売買禁止」「江戸打越通荷物取締」を役所に訴え出ることになる。「江戸打越」とは、江戸を越えて取引することをいい、問屋側は物価統制上取り締まりは必要であり、商品の打越は禁止であることを主張した(『武州の紅花』)。

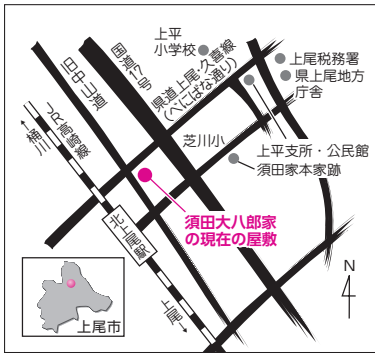
紅花を扱う小問物問屋仲間の惣代は、蛭子屋金蔵・柳屋五郎三郎などで、全国の紅花商人と話し合い、嘉永七(一八五四)年には次のような取り決めをしている。(一)紅花を江戸へ送る時は、江戸の問屋仲間に売り捌き、不引合の場合のみ上方へ差し送らせる。(二)筆墨料・世話料として、紅花一丸(八貫目)に付銀二匁を差し出すこと。この取り決めは、地方紅花商人を江戸問屋の配下に置くことであるが、武州紅花商人の中にもこれに従う商人が続出することになる。ところが、久保村(上尾市)須田大八郎・桶川宿木嶋屋浅五郎・大宮宿松坂屋初五郎は江戸問屋の主張に同調せず、逆に問屋側の非を勘定奉行所に出訴している。大八郎などの出訴は、紅花生産



須田大八郎家の現在の屋敷

村の賛同を背景にしているが、上尾市域では村々の援助体制確立に、上尾宿武蔵屋次左衛門・上村内田兵三郎などが活躍している(前掲書・『上尾市史第六巻通史編(上)』)。上尾地方の小さな紅花商人が、強大な江戸問屋仲間に対抗できたのは、京都の紅花問屋の援助があったためもある。京都の問屋は、武州紅花商人の裁判費用を負担し、幕府へも強力に働き掛けをする

とさえ述べている。この争論は結局は示談内済で終了するが、武州商人は若干の口銭を江戸問屋に支払うものの、取引先は武州商人側が自由に選ぶことになる。武州商人側の名目はともかく、実質上の勝利ということになる(前掲書)。(元埼玉県立博物館館長・黒須茂)



抗できたのは、京都の紅花問屋の援助があったためもある。京都の問屋は、武州紅花商人の裁判費用を負担し、幕府へも強力に働き掛けをする

とさえ述べている。この争論は結局は示談内済で終了するが、武州商人は若干の口銭を江戸問屋に支払うものの、取引先は武州商人側が自由に選ぶことになる。武州商人側の名目はともかく、実質上の勝利ということになる(前掲書)。(元埼玉県立博物館館長・黒須茂)



アッピーを探そう!

お手紙を持ったアッピー(右のイラスト)が登場するのは? ページ



【賞品】 正解者の中から抽選で5人に、粗品を差し上げます。

【応募方法】 はがきかメールにクイズの答え、住所、氏名、年齢、電話番号、『広報あげお』の感想を記入して、2月21日(木)まで(必着)に上尾市広報課「わくわくクイズ係」へ。

あて先: 〒362-8501本町3-1-1
メールアドレス: s55000@city.ageo.lg.jp

【発表】 賞品の発送をもって発表に代えさせていただきます。 ※正解は3月号のこのコーナーで。前号の答えは「28」でした。ご応募ありがとうございました(応募者51人)。

市の人口・世帯

(平成25年1月1日現在)

22万7,525人

男/11万3,485人

女/11万4,040人

※前月より29人増。

9万4,139世帯

◆『広報あげお』は、各支所・出張所、JR上尾駅・北上尾駅の他、市内の各公共施設、金融機関などに置いてあり、自由に持ち帰れます。
◆環境保全のため、市内の公共施設へのお出掛けは市内循環バス“ぐるっとくん”を利用してください。



本紙は、再生紙を使用しております。